

## 令和元年 第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第3回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和元年6月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 藤 井 麻衣子

主任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 令和元年6月 定例会 (第3回)

第2回継続会

## 本会議 会議録

令和元年6月12日

水 卷 町 議 会

# 令和元年 第3回水巻町議会 第2回継続会 会議録

令和元年 6月12日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和元年第3回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1番、公明党。久保田議員。

13番（久保田賢治）

13番、久保田です。公明党を代表いたしまして一般質問をいたします。

中学校の制服について。

全国の自治体の中には中学校の制服について、性別や理由に関係なく生徒がズボンかスカートかを自由に選べる制服を導入するところが増えていきます。福岡県でも北九州市や福岡市は2020年度から実施を考えています。これはLGBT（性的少数者）に配慮する一方で、冬になるとスカートでは寒いことや、動きやすさや機能性の向上が目的です。

本町においては、小学校でズボンを穿き慣れた児童が中学校ではスカートしかなく、違和感を覚えるなど、選択肢が無いのが現状です。そこでお尋ねします。

- （1）町内の中学校の制服は全国標準服と聞いていますが、制服を決めるプロセスはどうなっていますか。
- （2）現段階で中学校生徒や保護者及び、後に入学する小学校5年生、6年生にもアンケートを取る事を考えていますか。
- （3）近年いろいろなニーズが求められる時代となっています。制服問題ですが、町としての考えを伺います。

2番目、町内の自治会の現状について。

自治会は、地域の仕事を自主的に担う組織です。近年は住民のニーズが多様化して、防犯や防災、清掃など幅広い業務を受け持つようになり、行政から期待される役割も年々増えています。行政からいろいろやって欲しいことが下りてきている側面が強いです。区によっては自治会全体の仕事が増えていることで、運営していく事が大変で、岐路に立たされているのではないかと思います。みんな誰かがやってくれば、自分はやりたくないというところがあります。どうしてもそうなる、誰も関心を持たないようになっていくという事になります。自治会の役割は特に大きな災害が起きたとき、いざという時の受け皿です。これを健全に維持することは非常に重要です。専門の職員が様々な問題に対してアドバイスし、コーディネートする場合も必要と考えます。そこでお尋ねいたします。

- (1) 自治会への入会案内はどうなっていますか。加入メリット、未加入デメリット等が知らされていますか。
- (2) 自治会に加入しない住民が増えていると聞きますが、近年どれくらいの割合ですか。
- (3) 自治会の責任者、区長会が開催されていますが、年間にどれくらいですか。またその内容はこういったものですか。
- (4) 区の役員の人手不足や高齢化、役職の重複化をよく耳にしますが、この現状を町はどう考えますか。
- (5) 多くの人が入ってもらえる様な、自治会運営をサポートする自治会加入促進マニュアルが必要と考えます。町の見解を伺います。

次、「幼児教育・保育の無償化」に関する本町の対策について。

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯の負担を軽減し、直面する少子高齢化に対応する施策として、画期的な国の施策だと思われまます。乳幼児から就学前の良質な子育て環境の整備は重要で、人間の一生にわたる健康・労働・所得の向上に繋がることの調査・研究が発表されています。また公的投資という経済学的側面から見ても非常に収益率が高いとも述べられています。この重要な施策の実施主体が市町村であり、その責任と期待は多大であることから、何点か質問いたします。

- (1) 無償化の対象となる、保育所・幼稚園・認定こども園に通う3歳から5歳まで（年少～年長）と0歳から2歳までの対象者数と町負担増額分の予測をお知らせ下さい。
- (2) 現在の待機児童数と今後の待機児童数はどのような予測を持っていますか。  
また、認可保育施設等に入所できない子どもがいる状況から、保育料が一定額無償化になる認可外保育施設の役割についてどのようにお考えですか。
- (3) 高額な公的資金が教育・保育施設に投入されることとなりますが、公立保育所以外の施設の運営等に対する関わり方は、今後、変化があるのか、考えをお聞かせ下さい。

次行きます。学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて。

我が国の国際化が日々進展する中、これからの時代を担う子どもたちが、外国の人々に対して、同じ人間として分かり合え、時には議論や励ましを送り合う、そのような関係を結び合えば素晴らしいことだと思います。しかし、我が国は日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えません。そのような中、30年以上前から、総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトに「JETプログラム」があります。このプログラムは、世界各国にある大使館などの在外公館において、日本で英語を教える若者などを募集・面接し、旅費や給与を日本が保障した上で招致する事業ですが、現在では、54か国から約5千500人の若者が日本全国で活躍しています。基本は1年間の期間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできます。このALT（外国語指導助手）は、小学校教師や中・高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行うものです。小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度まで3・4年生の外国語活動、5・6年生の教科としての外国語が先行実施されています。なお、彼らを任用した市区町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税（1人当たり約500万円）が加算されます。彼らは選抜によって来日しますので、その質にも定評があると伺っておりま

す。

そこでお尋ねします。

水巻町の小中学校においても、2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据え、また、各学校での生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも、「1校に1人」を目標に、このJETプログラムによるALTの任用を検討し、英語教育の充実を図るべきと考えますがいかがですか。

次、行きます。水巻町の防災・減災対策について。

水巻町民の「いのちを守る」「いのちの安全保障」という観点から、防災・減災という最重要のテーマを、災害に強い安心・安全の街づくりのための主題に位置付け、ソフト・ハード両面からの対策を、もう一段高いレベルまで引き上げなければならないと考えます。先の定例会において「町として地域の防災・減災に関する意識向上を目指し、防災出前講座等を行う」とのご答弁をいただきましたが、災害時にハンディのある障がい者に向けた支援策や自力で避難することが困難な人への支援方法等、言い換えれば「平常時と災害時の連動した実効性のある支援体制の構築」も重要となってきます。

そこでお尋ねいたします。

- (1) 自治会等より防災・減災に関する出前講座の要請があった場合、どのような対応を考えていますか。
- (2) 「平常時と災害時の連動した実効性のある支援体制」の構築について町としてどのように考えていますか。
- (3) 災害時の障がい者への支援を充実させるため、障がい者（肢体、視覚、聴覚、知的、精神など）に特化した例えば「防災ハンドブック」等の作成を行う考えはありませんか。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

はい、町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめの、中学校の制服について、のご質問は、後ほど教育長に答弁させていただきます。

町内の自治会の現状について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、自治会への入会案内はどうなっていますか。加入メリット、未加入デメリット等が知らされていますか、とのお尋ねですが、転入の手続きに来庁された際に、自治会加入案内チラシと区長名簿をお渡しし、防犯・防災、環境美化、親睦活動、防犯灯の維持管理など自治会の活動内容をお知らせし、加入促進を図っているところです。

さらに、水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策目標のひとつである「移住・定住の促進」の具体的な取り組みのひとつとして、町内に新たに住宅を取得する世帯に対し、定住促進奨励金を交付しております。交付の条件として、自治会加入を加えることで、加入の促進を図っております。

なお、自治会加入案内チラシには、個人の考え方や受け取り方も違いますので、自治会加入

のメリット、デメリットについては、記載しておりません。

次に2点目の自治会に加入しない住民が増えていると聞きますが、近年どれくらいの割合ですか、とのお尋ねですが、過去3年間の自治会加入率の推移は、平成29年4月1日現在で65.2パーセント、平成30年4月1日現在で63.9パーセント、平成31年4月1日現在で62.1パーセントとなっており、自治会に加入していない住民の割合が少しずつ増えている状況です。

なお、この自治会加入率は、各区長から報告のあった自治会加入世帯数を住民基本台帳の世帯数で割って算出したものとなります。

次に3点目の自治会の責任者、区長会が開催されていますが、年間にどれくらいですか、またその内容はこういったものですか、とのお尋ねですが、区長会の会議は、5月、6月、8月、10月、12月、3月の年6回開催されていますが、主な内容は、行政からの連絡・提案事項となっています。

その中で、近年、各自治会では様々な問題が生じており、1つの自治会では解決できない諸問題も増加しています。そのため、今年度から各自治会での諸問題を全区長で共有し、意見交換を行い、問題の解決を目指すという取り組みが始まりました。また、必要に応じて研修等を行う時間も区長会の中で確保することとなっています。

次に4点目の区の役員の人手不足や高齢化、役職の重複化をよく耳にしますが、この現状を町はどう考えますか、とのお尋ねですが、近年の自治会加入率の低下、また、自治会加入者の高齢化や、共働き世帯の増加、定年退職の延長等により、全国的にも自治会役員の担い手が不足しています。このことによる地域コミュニティの低下は、社会的な課題となっており、本町においてもこのような問題から自治会自体の存続に影響がでている行政区もあり、深刻な問題と認識しています。

町としましても、自治会に関する様々な課題について地域の皆様と一緒に考え、地域が取り組むこと、行政が取り組むこと、地域と行政が協働して取り組むことを整理しながら、課題解決に向け一歩ずつ進めていきたいと考えています。

次に5点目の多くの人が入ってもらえる様な、自治会運営をサポートする自治会加入促進マニュアルが必要と考えます、町の見解を伺います、とのお尋ねですが、価値観の多様化により、自治会に加入しない世帯が増加していますが、町としても自治会への加入促進を行うため、区長の皆様にお配りしている区長の手引きの中で、転入者への勧誘チラシの配布など、積極的な加入の呼びかけをお願いしています。今後も町と自治会が協力して、この問題に取り組んで参ります。

最後になりますが、近年、大雨や地震など様々な自然災害が猛威を振るっており、各地で甚大な被害が発生しています。そのような中、地域での助け合い、いわゆる共助の重要性が増すとともに、自主防災組織をはじめとする自治会としての防災機能が注目されており、災害に強いまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの更なる活性化が必要だと考えています。

住民の皆様が安全に安心して住み続けられるように、今後も自治会と行政が協力し、自治会加入率の低下や役員の担い手不足などの課題に対し、地域の方々との対話をより一層深め、知恵を出し合い、行政として必要な支援を行っていききたいと考えております。

次に、「幼児教育・保育の無償化」に関する本町の対策について、のご質問にお答えいたしま

す。

まず1点目の、無償化の対象となる、保育所・幼稚園・認定こども園に通う3歳から5歳までと0歳から2歳までの対象者数と町負担増額分の予測をお知らせ下さい、とのお尋ねですが、幼児教育・保育の無償化につきましては、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証することを目指すとして、本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる財源を活用し、実施されます。その内容は、保育所、幼稚園、認定こども園に通う3歳から5歳までのすべての子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されるというものです。

制度開始が本年10月であることから、本来、課税情報は、今年度分を用いて算定すべきところですが、現在、その情報を突合することができないため、前年度分である平成30年度の課税情報を用いて、対象者数を本年6月1日現在の数値で算出したものを見込みとしてお示しします。これによると、3歳から5歳までの子どもの数のうち、幼稚園に通う子どもが431名、保育所に通う子どもが314名、0歳から2歳までの保育所に通う住民税非課税世帯の子どもが90名となります。

また、幼児教育・保育の無償化に伴う負担増額分につきましては、本来、保護者が負担すべき保育料を公費で負担するものですが、制度開始の今年度は、10月からの半年分の公費負担増額分を全体で、約7千700万円と見込んでおります。また、この負担増額分は、今年度は全額国庫負担となるため、町の負担はございません。

次年度以降は、1年分の算定となるため、単純に今年度増額分の見込みの倍の負担となり、財政負担の割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。ただし、これには公立保育所が含まれず、公立保育所の増額分は、全額町の負担となります。

また、給食の食材料費の取り扱いについては、これまで幼稚園の保護者は保育料とは別に実費額を負担し、保育所の保護者は保育料の一部として負担しており、施設や認定区分によってその負担方法が異なっていました。今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園において、施設に関係なく3歳以上の子どもの給食の食材料費の負担方法は統一され、基本的に実費徴収となります。これにより、低所得階層世帯等に対しては、給食の食材料費を免除する措置が示され、負担方法が変わる保育所等の低所得者階層世帯においては、給食の食材料費の実費負担額が、現在負担している保育料の額を超えることがないように対策が講じられます。なお、0歳から2歳までの子どもの給食の食材料費は、これまでどおり保育料に含まれます。

この給食の食材料費などにつきましても、免除対象分は公費負担となり、制度開始の今年度は、10月からの半年分が全額国庫負担となりますが、次年度以降は、その負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。

次に2点目の、現在の待機児童数と今後の待機児童数はどのような予測を持っていますか、また、認可保育施設等に入所できない子どもがいる状況から、保育料が一定程度無償化になる認可外保育施設の役割についてどのようにお考えですか、とのお尋ねですが、待機児童数につきましては、毎年4月1日と10月1日の年2回、法定報告調査が実施されています。本町の今年4月1日の待機児童数は19名で、その内訳は、1歳児11名、2歳児8名でした。

本町では、平成27年に策定した水巻町子ども・子育て支援事業計画において、子育て世帯や



共働き世帯の増加のため、就学前児童数が当初の見込みを上回り、保育ニーズも高まってきたことから、私立幼稚園の認定こども園への移行を支援するほか、企業主導型保育事業の開設などにより、特に不足している3歳未満児の受け入れの拡大を図ってまいりました。

福岡県の調査によると、0歳から5歳までの人口は減少傾向にあるにもかかわらず、保育所の利用申込み数は増加傾向にあります。本町においても同様に、0歳から5歳までの人口の推移が今年度減少に転じましたが、保育所の利用申込み数は増加しています。今後、幼児教育・保育の無償化が実施されると、保育ニーズはますます高まっていく可能性があるのではないかと推測しています。

また、今回の幼児教育・保育の無償化では、保育所、幼稚園、認定こども園以外の認可外保育施設等においても、保育の必要性があると認定された子どもの保育料が上限額の範囲内で無償化の対象となります。具体的には、3歳から5歳までの子どもは月額3万7千円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2千円までを上限額とし、保育料が無償化されます。

認可外保育施設につきましては、これまで、認可されている保育所、幼稚園、認定こども園等への入所ができない子どもの受け皿として、その役割を十分に担っていただき、町の子育て支援の充実に寄与していただいていると承知しております。幼児教育・保育の無償化が実施されても、その役割は変わることはありません。

これまで、認可外保育施設は、保育料が認可施設よりも高額であり、やむなく認可外保育施設を利用する保護者の負担となっていました。幼児教育・保育の無償化に認可外保育施設も含まれることとなったため、保護者にとっては、保育料の負担が軽減されることによって、今後は、施設の選択の幅が広がるのではないかと考えています。

最後に3点目の、高額な公的資金が教育・保育施設に投入されることとなりますが、公立保育所以外の施設の運営等に対する関わり方は、今後、変化があるのか、考えをお聞かせ下さい、とのお尋ねですが、ご指摘のように、教育・保育の無償化に伴い、これまで、保護者が負担していた保育料を公費で負担することになります。すなわち、私立保育所に支払っている運営委託費および幼稚園、認定こども園等に支払っている施設型給付費において、その一部に公的資金が投入されることとなります。

このことによる、施設の運営等に対する関わり方ですが、公立を含む保育所、幼稚園、認定こども園の施設運営等に対する関わり方がこれまでと特に変わることはありません。

施設の運営等につきましては、保育所、認定こども園につきましては福岡県と合同で、幼稚園については本町単独で、年に1回定期指導監査を実施しております。児童の処遇や施設運営管理などについて、現状の把握や内容の確認を行なっておりますので、今後も引き続き、各施設において適正かつ円滑な運営が実施されるように確認、指導に努めてまいります。

次の、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて、のご質問は、後ほど教育長に答弁させていただきます。

最後に、水巻町の防災・減災対策について、のご質問にお答えします。

はじめに、近年、激甚化、頻発化する豪雨災害に対し、国の中央防災会議で検討された内容についてご説明します。

平成30年7月に西日本で大規模な被害をもたらした豪雨災害を受け、国の中央防災会議では8月以降、有識者等によるワーキンググループを設置し、避難対策の強化が検討され、12月に結果が公表されたところです。この検討結果における避難に対する基本姿勢として、行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、現状の行政主導のハード対策、ソフト対策に限界があるため、国民共通理解のもと住民主体の防災対策に転換していく必要があります、住民は自分の命を自ら守る意識を持つこと、行政は住民が適切な避難行動をとるために全力で支援を行うことを目指すという基本姿勢が発表されました

ご指摘のとおり、町民の命を守るという観点から、防災・減災が最重要のテーマであることは十分認識しておりますが、近年多発する大規模災害での公助の力に限界があることから、住民の皆様が避難行動をとるための支援に重点を置く必要があります。

これを実現するための取り組みとして、まずは自宅やその近所の災害の危険度を知っていただくために今年4月に「みずまき防災マップ」を全戸配布いたしました。

このマップには、地域の浸水危険度や土砂災害の危険度を確認できることはもちろん、防災に関して住民の皆様にごひ知っておいていただきたい内容や、いざというときに身を守るためにとっていただきたい行動などを記事として掲載し、防災について知り、学び、活かせるようなものとなりました。

また、町内全自治会へ学校区別の大判タイプのハザードマップを配布したり、インターネットでパソコンやスマートフォンから自宅や地域の危険度をご確認いただけるようウェブ版防災マップの整備も行なっています。

これらの周知を図るため、5月の区長会総会において、区長の皆様には説明をさせていただきましたが、今後も各区や団体、学校等への周知を目的に、説明会や防災講座等を実施していく予定です。

そこで、まず1点目の、自治会等より防災・減災に関する出前講座の要請があった場合、どのような対応を考えていますか、とのお尋ねですが、昨今多発している大規模災害により、住民の皆様の災害に対する意識が非常に高くなっており、自治会をはじめ学校や各種団体からの出前講座の依頼も増加傾向にあります。

出前講座の要請につきましては、まず、講座受付の窓口となる生涯学習課へ申請を行ったのち、防災業務を所管する総務課庶務係が申請団体と日時や内容等を調整し、担当職員が講座を実施しています。

平成30年度の実績としましては、自治会で4回、杵小学校の全校生徒を対象に1回、水巻南中学校の1、2年生を対象に1回、民生委員の研修会で1回の計7回の講座を実施しています。今年度もすでに2つの自治会と水巻町ボランティア連絡協議会での講座を実施しております。また、現時点において6月、7月で3回の講座を開催することになっており、このほかにも複数の自治会や団体から相談を受けている状況です。

講座の内容としては、近年激甚化する大規模災害への心構えとして、自分と家族の命を自分で守るという自助の意識と地域における活動である共助が重要であること、自宅やその周りの危険度を知ってもらうこと、防災情報の収集方法、いざというときに命を守る避難行動、そして平常時と災害時における地域活動などを重点的に説明しています。

また、一部の自治会では講座終了後に昼食会を行い、そのメニューの一部に九州女子大学と共同研究を行なっている災害食レシピを取り入れていただき、実際に食べていただくことで各家庭での防災活動として取りかかりやすい食料備蓄への意識向上とレシピの普及を図っています。

開催日時も、各団体での定期的な集まりなどに合わせたり、平日の夕方以降や休日などに実施することによってできる限り多くの住民の方にご参加いただけるように配慮しています。

次に2点目の、「平常時と災害時の連動した実効性のある支援体制」の構築について町としてどのように考えていますか、とのお尋ねですが、災害時にハンディがある障がい者や自力で避難することが困難な高齢者への支援には、共助、いわゆるご近所同士の助け合いの力が大変重要となります。自治会やこれを母体とする自主防災組織など、地域の力が大きな役割を担うこととなります。

お尋ねにある平常時と災害時の支援体制を連動させ実効性のあるものとするためには、平常時における地域の見守り活動等で支援が必要な方の現状を把握し、災害発生のおそれがある場合に声掛けや必要に応じて避難支援を行う流れを作るなど、平常時の地域活動の中に防災を関連付けることが非常に重要となります。

また、東日本大震災で被災した釜石東中学校の生徒たちは地震発生後ただちに避難を開始し、地域住民への声掛けや避難行動中に合流した保育園児や高齢者などを手助けしたという事例があり、防災教育を受けた学生も共助の力として重要な役割を持つため、小中学校で防災に関する授業や出前講座を行うことも、地域の力の醸成のために重要な役割を持つと考えています。

平成30年実施された校区協議体の中でも複数の自治会で災害時に支援が必要な方の把握方法や支援者に関する意見があがり、その内容について議論がなされていました。今後、具体的な支援に関して相談があった場合には各自治会や自主防災組織へ個別に助言や支援を進めて参ります。

平常時と災害時の支援体制を連動させ実効性のあるものとするためには、平常時から地域のつながりを作り、地域全体の防災意識を高めることが大変重要であることから、今後も町として防災に関する取り組みを充実させていくことはもちろん地域のつながりをより強くするための支援を行って参ります。

最後に3点目の、災害時の障がい者への支援を充実させるため、障がい者に特化した例えば「防災ハンドブック」等の作成を行う考えはありませんか、とのお尋ねですが、県が過去に障がい者をはじめとする避難行動要支援者対策に関するハンドブックを作成しており、平成30年度に作成された福岡県防災ハンドブックにも要配慮者対策に関する項目が設けられておりますので、障がいのある方やそのご家族へのご案内には、これらをご紹介させていただこうと考えておりますので、本町独自の障がい者のみに特化したハンドブック等の作成は今のところ考えておりません。

県が作成したガイドブックに記載されている内容以上の細かい内容について相談があった場合には、福祉部局と防災担当部局が連携しながら個別に対応して参りたいと考えております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

はじめに、中学校の制服について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、町内の中学校の制服は全国標準服と聞いていますが、制服を決めるプロセスはどうなっていますか、とのお尋ねですが、学校への帰属意識や仲間意識が高まるなど、子どもの心理的な変化や効果が期待できるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ること等を目的として、本町におきましても、中学校に制服を導入しております。

制服の選定につきましては、日本被服工業組合連合会の標準型学生服認定基準を満たすと認証された、全国の中学校・高等学校等で一般的に使用されるスタンダードな学生服である、標準型学生服を各中学校校長の権限により決定し、採用することになっております。

なお、平成30年3月に文部科学省より通知がありました「学校における通学用服等の学用品費等の適切な取扱いについて」におきまして、制服の選定等に当たっての留意事項として、学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい、と記載されています。

本町におきましても、平成24年度に水巻中学校、平成25年度に水巻南中学校において、女子生徒の夏服の変更を行なっておりますが、その際は生徒総会において、機能性が悪く、また生地が厚いため夏服を変更して欲しいと提起されたため、校長、教頭を中心とした制服検討委員会を立ち上げ、複数の変更案について検討し、生徒会やPTA総会で審議に諮ったうえで、最終的に校長が変更の決定を行なっております。

次に2点目の、現段階で中学校生徒や保護者及び、後に入学する小学校5年生、6年生にもアンケートを取る事を考えていますか、とのお尋ねと、3点目の、近年いろいろなニーズが求められる時代となっています。制服問題ですが、町としての考えを伺います、とのお尋ねですが、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

現時点で、各中学校並びに教育委員会において、制服代が高すぎるといったご意見については、就学援助の申請受付等の際にいただいているところですが、LGBT等に起因した、制服の着用に悩んでいるといった相談や、「冬にスカートで通学するのは寒い」といった機能的な面についての相談は、受けた実績がございません。

また、制服の見直しの予定がない状況でアンケートを実施した場合、生徒及び保護者に混乱を招く恐れがあると考えますので、現段階で制服に関するアンケートを実施する予定はございません。

しかし、平成30年4月に千葉県柏市で新設されました公立中学校において、性別に関係なく自由に選べる制服が導入されており、埼玉県新座市の公立中学校においても、スラックスとスカートを自由に選択できる制度を導入していると聞いております。

また、本年度から東京都中野区においても同様の制度が導入されており、性別に関係なく自由に制服を選べる公立中学校が増え始めている現状は、本町においても認識しております。

近隣では、福岡市が市内各区7中学校の1、2年生男女14人で構成される制服検討委員会において、市立中学校の標準服の見直しが検討され、5月14日に新たな標準服の案が決定しており、市教育委員会への報告を経たのちに、各学校で採用するかどうかを判断し、早ければ2020年度から生徒が着用することになるとの報道がありました。

また、隣接する北九州市におきましても、市立中学校に性別に関係なく選択できる標準服を導入する方針を平成30年11月に決定しており、2020年度からの実施を目指して現在検討が進んでいると伺っております。

なお、北九州市については、保護者の負担に配慮するため、現行の制服も残したうえで、生徒らの希望に合わせて新標準服との選択ができるようになるということです。

このように、全国でLGBT等へ配慮した新しい制服を導入し、時代の変化に合わせ、多様性を認め合う社会の構築を行なっていくといった機運が高まっておりますので、本町においても近隣市町村の動向等に注視しつつ、引き続き情報収集に努めたいと考えております。

また、LGBT等の悩みに関する相談がしやすい環境も構築していく必要があると考えておりますので、中学校の入学説明会等において、LGBTに起因した制服着用についての相談等が行える旨の案内を行うよう、各中学校に指示しており、生徒及び保護者から相談があった場合は、現状の制度の中で、生徒が違和感なく学校生活を過ごしていく事ができるよう、学校と教育委員会が連携し、サポートを行なっていきたいと考えております。

なお、本町において制服の見直しを行う際は、昨今の異常気象による防寒・暑さ対策といった機能性だけではなく、他自治体と同様に、性の多様性といった様々なニーズにも応えるとともに、制服が持つ本来の意義である、決められたルールの中で生活していく規律規範意識の醸成、保護者の経済的負担の軽減といった観点も踏まえたうえで、町の将来を担う子ども達が、多様性を認め合う社会の一員としての意識を育むことができるような新しい制服を選定するよう、教育委員会として各学校に指導していきたいと考えております。

次に、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて、のご質問にお答えします。

JETプログラムとは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」、The Japan Exchange and Teaching Program の略称で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下に実施している事業です。海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的として、昭和62年度から30年以上にわたって実施されており、国内はもとより、世界各国から大規模な国際的人的交流として高く評価されている事業で、このプログラムに係わる日本の各地域の人々と参加者が、国際的なネットワークをつくり、国際社会において豊かな成果を実らせることが期待されています。

JETプログラムに参加している外国人のおよそ90パーセントがALT、Assistant Language Teacher、いわゆる「外国語指導助手」の職に就いており、教育委員会や学校等で、所属長や校長等の指示を受け、生きた英語を子どもたちに伝えるため、外国語授業を行う際の教員等の助手として外国語指導に携わっています。

文部科学省による平成30年度英語教育実施状況調査によりますと、小学校5、6年生の外国

語活動等において、ALTを活用した時数の割合は71.4パーセントと年々増加傾向にあり、小学校におけるALT等の活用総数も1万3千44人と、前年に比べて132人の増加となっています。

しかし、ALTの授業における活用が増加する一方で、JETプログラムによるALTの採用は、平成30年度において19.3パーセントと平成25年度の26.4パーセントから7.1パーセントも減少しており、「JETプログラム以外のALT」及び「留学生や英語に堪能な地域人材」等が増加している状況です。

また、外国語が正式な教科として授業が行われている中学校におきましても、JETプログラムによるALTの活用率は33.3パーセントとなっており、近年、学校現場では、JETプログラムよりもJETプログラム以外のALT等の採用が増えてきています。

この背景には、JETプログラムに係る費用や雇用の問題があると言われてしています。

一部地方交付税措置があるとはいえ、JETプログラムによるALTの費用は、渡航費用を含め、全て自治体が負担することとされており、また、日本での生活経験の少ないALTの日常生活のサポートやトラブルの解決、言葉や生活習慣の違いなど、あらゆる問題に対して、JETプログラムを活用する自治体等が対応を迫られることとなります。

さらに、JETプログラムによるALTは、教員免許がなくても大学卒業後すぐに業務に就くことができるため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間がかかる場合が多く、また、来日して間もないALTのほとんどが、日本語によるコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語を話すことができる教員が配置されているとは限らないことから、校内の業務に支障をきたす恐れもあります。

その点、民間企業への委託であれば、雇用自体が民間企業になるため、授業以外の生活やその他のサポートは企業が責任をもって対応することになり、講師の質につきましても、他自治体で業務実績のある民間企業へ委託することにより、質の高いALTによる授業が見込めるものとなります。

そこで、水巻町の小中学校においても、2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据え、また、各学校での生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも、「1校に1人」を目標に、このJETプログラムによるALTの任用を検討し、英語教育の充実を図るべきと考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、2020年から実施される新学習指導要領では、現在、小学校5・6年生で行われている「外国語活動」を、小学校3・4年生で年間35単位時間、1週間に1コマ行うこととなります。

また、小学校5・6年生では外国語が正式教科となり、アルファベットの書き方から、簡単な単語や文章を読んだり書いたりできることを目標に授業が行われ、通知表にも評価が記載されることとなります。

5・6年生での外国語の時間は、年間70単位時間程度とされ、1週間に2コマが当てられます。

なお、中学校におきましても、英語の授業が全て英語で行われることになるため、英語で英語を教える形となり、さらに授業時間数が増えるなど、英語教育の充実が新学習指導要領の大きな柱の一つとなっております。

現在、本町では、2名のJETプログラムではないALTを民間企業に業務委託しているほか、

英語に堪能な地域人材として、町が直接業務委託をしている本町在住の英語教育コーディネーターに、小学校におけるALT業務も委託しているため、合計3名のALTを任用しております。

3名とも、英語を母国語とするネイティブスピーカーの外国人で、シフト制により、町内7つの学校で日本人教師による外国語授業の補助等をしていただいております。

民間企業のALTにつきましては、他市町で実績のある企業への業務委託であり、本町在住の英語教育コーディネーターも、長く本町の英語教育に貢献していただいている方なので、3名とも学級担任等の大切なパートナーとして、チーム・ティーチングの形で共に授業を行っていただいております。

現在、本町では3名のALTのサポートにより、児童生徒がコミュニケーションを図る基礎となる資質や能力の育成のための英語教育ができており、児童生徒の英語への学習意欲も高まっているため、2020年度以降も引き続き現在のALT、3名の体制を維持し、英語教育に力を入れていきたいと考えておりますが、先ほどもご説明しましたとおり、小・中学校において2020年度より外国語の授業時数が大幅に増えることになるため、学校現場よりALT増員の要望がありましたら、その際は増員に向けた検討を行いたいと考えています。

しかし、小学校において外国語が正式な教科となれば、授業を行う教員の外国語に係る授業力の向上を最優先に考える必要があります。

ALTの業務は、あくまで外国語教科における授業の補助であるため、まずは、中学校の外国語担当教員との連携による授業研究や英語教育コーディネーターによる英会話研修、業務委託をしている民間企業等による授業研修等、外国語活動等における教員の質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

従いまして、現時点では「1校に1人」を目標に、JETプログラムによるALTを新たに任用することは考えておりません。

近年、社会のグローバル化が進み、海外から日本に来る外国人も年々増加しており、日本に住んでいても外国人と接する機会は格段に増えています。また、これからは英語を使って世界中の情報を得る力や、発信する力も必要となります。一部の特別な仕事に就く人でなくても、英語をある程度使いこなせるようになっておくことは、これからの児童・生徒にとっては大切であると考えます。

これからも、本町の外国語教育が目指す子ども像である、「進んで自己表現できる子ども」「相手を思いやり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする子ども」「日本語や日本の伝統文化を大切に子ども」を育むために、学級担任や外国語担当教員とALTがそれぞれの役割を担いつつ、一体感のある授業を目指し、急速に移り変わるグローバル社会に向けて、英語教育の充実に力を入れていきたいと考えております。

## 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。水ノ江議員。

#### 14 番（水ノ江晴敏）

14 番、水ノ江です。私は最初に町内の自治会の現状について、再質問をさせていただきます。答弁の中でもありましたとおり、現状、自治会の加入率自体は、平均 60 台ということであっておりますが。町内の自治会自体は今、31 あるということでありますけれども。その中で一番新しいのは、こころみ坂区でありますけれども。過去 3 年間の 65 パーセントから、加入世帯が減少しているということでありますけれども。現状として今、31 ありますけれども、その中で、区として最も低いところ、高いところというのは、どれぐらいのパーセントになっているのかお伺いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

はい、課長。

#### 地域づくり課長（服部達也）

今のご質問にお答えいたします。今、一番低いところにつきましては、梅ノ木団地東区でございます、30.3 パーセントでございます。一番多いところにつきましては、おかの台区の 100 パーセントということになっております。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

#### 14 番（水ノ江晴敏）

はい、わかりました。区によって人数等違うかと思えますけども、この 30 パーセントと 100 パーセントに近いというところでありますけど、この差というのはどういうふうに考えられますでしょうか。

#### 議 長（白石雄二）

はい、服部課長。

#### 地域づくり課長（服部達也）

今のご質問にお答えいたします。自治体ごとの加入率を見ていきますと、町営住宅や県営住宅、戸建ての多い自治会などは加入率が高く、民間の賃貸アパートなどで独身の一人暮らしが多い自治会や、転入、転出などの異動が激しい住宅がある自治会は、加入率が低い傾向が見られます。

また、生活様式の多様化や高齢化により、自治会活動に協力ができないということで、最初から加入しないという方も見受けられております。そのため、隣近所のつながりが希薄になり、地域の見守りや災害時の対応など、うまく進められないことも少なくありません。今後、自治会未加入者に対する取り組みについて、区長会と行政で十分に話し合い、ひとりでも多くの方に加入していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。



議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。自治会の加入率ですね、そうやって差があるということ、事情はいろいろあるかと思えますけれども。その中でこのパーセントを算出するにあたって、答弁にもありますけれども、自治会加入世帯数を住民基本台帳で割った、算出ということで答弁いただいておりますが。近年、世帯分離者が多いということで、お聞きをしておりますけれども、そのあたりはどういう状況になっているのでしょうか。

議 長（白石雄二）

服部課長。

地域づくり課長（服部達也）

今の質問にお答えいたします。自治会の加入率につきましては、現在の住民基本台帳では、正確な世帯分離を算出することが困難なため、単純に住民基本台帳の世帯数で割った率としております。自治会が把握している世帯と実際の住民基本台帳の世帯には、違いがあるのではないかと考えています。実際、平成 28 年 11 月に自治会加入率を調査するため、水巻町内の同一住所で、恐らく世帯分離であろうと思われる世帯を積み上げましたところ、約 1 千 300 世帯という結果になりました。実際は単純に自治会の加入、区長さんから申し出のあった自治会数、自治会の加入世帯と、実際の住民基本台帳の世帯数で算出しておりましたので。この 1 千 300 世帯という世帯分離ですね、これを加味したところ、実際の自治体加入率は、現在の数字よりも 7、8 パーセント高いのではないかと考えられます。

従いまして、今、だいたい 62 パーセントぐらいですので、実際は、約 7 割近い方が、自治会に加入されているのではないかと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

数字として、10 パーセントぐらいアップするということでありますけれども、現状として自治会の役員さん、高齢化、人手不足ということで、担い手が少なくなっている現状は、よくわかるんだろうと思います。この中で町のいろんな動きの中で、この自治会自体が元気にならないと、区長さんによっては頑張ってもらっていると思えますけれども、やはりそういう差が出ているということに、町はしっかり見据えていただいて、それなりの助言なり指導なりをしていただいて、元気な水巻町をつくっていくうえで、しっかり自治会が頑張ってもらえるような方法をお願いしたいと思っております。

続きまして、制服の件で再質問をさせていただきます。答弁にありましたとおり、制服の問題でありますけれども、中学校は、校長の権限で決定されるということでありました。その中で検討委員会というものを立ち上げて、実質的には決定するんだろうと思いますけれども、その中で、検討委員会のメンバーは、こういった人たちが含まれるのか。保護者なのか学識者なのか生徒なのか。そのへんはどうなっていますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。平成24年度、平成25年度に見直しを行った際の、当時の制服検討委員会の構成につきまして調べてみましたところ、水巻中学校のほうが、資料が探せなくてわからなかったのですが、水巻南中学校の例でご説明いたしますと、まず、校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、補導教員で構成されます校務運営委員会というところにおきまして、まず情報収集と、あと、業者からのプレゼン等を実施しております。その中でまず2案まで絞ったうえで、今度はPTAの役員会および生徒会に諮って、最終的に校長がPTAと生徒、双方の意見が一致したほうの制服に決定しております。その後、PTA総会および全校集会等において、生徒および保護者に報告を行なったと聞いております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**14 番（水ノ江晴敏）**

はい、わかりました。この中学校の制服ですけれども、現状の今の標準服でありますけれども、これは価格としてはどれぐらいのものなのかということと、答弁書にありましたけれども、就学援助の範囲内でこれはされているのかどうかですね。この2つお願いします。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。全国標準服でありますので、購入する店舗やメーカーによって価格は異なると思いますが、参考価格を学校に確認しております。それによりますと、男子の場合、冬服が4万円程度、夏服が8千円程度。女子の場合は、冬服が4万4千円程度、夏服が2万5千円程度ということでした。

就学援助費についてなんですが、新中学1年生に支給する新入学学用品費の額を、昨年10月に実施されました生活保護基準の見直しに合わせまして、今年度新入学生分から7万9千500

円に増額をしておりますので、制服の購入を含め、新入学学用品を揃えるためには、ある程度、保護者の負担軽減になっているのではないかと考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**14 番（水ノ江晴敏）**

学生服も値段を聞くと、高いイメージがありますけれども、中学校3年間ですね、着ていく中で、成長によっては、買い替えたり破れたりする状況が出てくるのではないかなと思います。その中でこういう状況になったときに、どういう対応ができるのかお伺いいたします。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。買い替えが必要になった場合、買い替えがすぐには難しいというケースもあると思われま。そのような場合のために、各学校におきまして卒業生等から寄贈された制服を予備として置いております。買い替えが、急にはできないような相談等ございましたら、そちらの予備の制服を、その次の買い替えまでの間、貸し出すという対応を学校でとっております。

新品での購入だと確かに高額だとは思いますが、毎年各中学校で開催されているバザーを利用していただければ、不用になった制服が1千円、2千円程度で販売されているということも聞いておりますので、そういった機会も利用していただければいいかなと考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**14 番（水ノ江晴敏）**

わかりました。LGBTの問題で、昨日もNHK、クローズアップ現代で放送されておりましたけれども、徐々に関心というか、そういうものが高まってきております。その中で学校としてこのLGBT自体を勉強されているのか。授業に関しては、どういうふうなものになっているんでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

### 学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。学校における性の多様性、多様化について学ぶ機会につきましては、平成30年1月に文部科学省から通知がっております。「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という通知におきまして。まず集団指導として行う内容と個別指導として行う内容を、区別して実施するようという通知がございまして。集団指導につきましては、各学校で実施しております、性教育に関する講演会等の機会を活用しまして、LGBTと性の多様化に関する学習を行っております。また、個別指導が必要と判断した児童・生徒に対しては、プライバシーに配慮したうえで、個別に学習を行うというふうにしております。

なお、現在、中学校の教科書ですね、道徳で使用している教科書におきまして、性的マイノリティに関する記述がございます。あと、現在、選定作業を行っております、2020年度からの小学校の保健体育の教科書におきましても、同様に性的マイノリティに関する記述がありますので。今後は通常の授業においても、そういった性の多様化、多様性についての学習をしていくことになるのではないかと考えております。以上でございます。

### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

### 14 番（水ノ江晴敏）

最後です。答弁いただきました。やはりこういう状況の中で、そういうLGBTに関することで、子どもたちに寄り添うようなかたちで、しっかりフォローしていただいて、徐々には認識されているんだろうとは思いますが。ぜひ、こういうことにもしっかり取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

### 議 長（白石雄二）

松野議員。

### 12 番（松野俊子）

12番、松野です。幼児教育、保育の無償化に関する本町の対策について再質問いたします。まず、答弁の中で確認してお聞きしたいのが3点あります。ひとつは、認可外保育園に通う本町の子どもを人数を教えてくださいということ、保育料の負担額なんです、令和元年度は10月から令和2年の3月までは、全額国が負担するということですが、令和2年度、公立保育所分も合わせて、町の負担の増額分はおよそどのくらいになるのかという点。それから3点目は、保育料は無償化になるということなんです、給食の食材費については、原則、従来どおり保護者負担と理解してよろしいのかどうか。その3点をまずお聞きいたします。

### 議 長（白石雄二）

山田課長。

### 子育て支援課長（山田美穂）

松野議員の再質問にお答えいたします。まず、認可外保育所に通う子どもさんの数ということでございますが。認可外保育所につきましては、町への報告義務がございませんので、各施設が県に報告しました、4月1日時点の入所児童数ということでご報告申し上げますと、町内には4つの認可外保育施設がございまして、全体で59名の子どもさんが通われております。その内訳は、0歳から2歳までが39名、3歳から5歳までが20名というふうになっております。

それと2点目の、令和2年度以降の公費負担分のうち、町の負担額ということでございますが、令和2年度以降は、公費負担が1年分ということになりまして、そのうち町の負担額、公立保育所分を加えまして、約4千800万円と見込んでおります。

それと最後の給食費、食材料費につきましては、議員のおっしゃられましたように、基本的にこれまでどおり保護者が負担しておられたので、実費負担ということになります。以上でございます。

### 議 長（白石雄二）

松野議員。

### 12 番（松野俊子）

幼児教育、保育に対しては、本町ではここ数年、施設整備面において、しっかりと幼稚園の認定こども園の移行、また、企業主導型保育園、また、預かり保育など、様々な支援をしっかりと、施設整備面において充実されていると認識しております。あと、今後のことなんですが、やはり保育士の確保というのが、喫緊の課題であると思われませんが、この保育士の確保については、町としてはどのような対策を講じておられるかお聞きしたいのと。

もう1点、あわせもってお聞きしたいのが、今後、園に対しては、年に1回の定期監査、また、児童の処遇や施設運営管理などについて、現状の把握や確認を行なっているとの答弁なんですが。やはり公費を非常に負担しているということもありますし、町民のみなさまからも期待されるのは、やはり、園と町との緊密な連携の中で、園をしっかりサポートするということですが、重要になってくるのではないかと思いますので。こういった点についても保育士の確保と園との連携やサポート、こういったことについて、認可外保育園も含めて今後のことをお聞かせください。

### 議 長（白石雄二）

山田課長。

### 子育て支援課長（山田美穂）

お答えいたします。まず、保育士確保の問題でございますが、当町におきましても平成30年度、保育士の確保ができなくて、利用定員まで子どもの受け入れができなかったという保育所が出ております。なので、水巻町にとりましても深刻な問題となっております。

現在は、保育士の確保については、各保育所や幼稚園の施設に、求人募集などをしていただきながら対応していただいております。現在のところ、町独自の補助事業というようなものは、準備できていない状況でございます。現在、福岡県が全国でも待機児童数が多いということで、平成30年12月に、県下60自治体で構成する福岡県待機児童対策等協議会というのが、県で設置をされております。その協議会の中には、待機児童対策部会、保育士確保対策部会などが組織されておまして、これまで3回、会議が開催されております。その各部会の中で、保育士確保の課題などに対して先進自治体の取り組みなどの報告もあっておりますので、今後はそういった先進事例などの取り組みを参考にしながら、水巻町に合った事例がありましたら、保育士の確保や、あるいは保育士の質の向上などに向けて、努めてまいりたいと思っております。

あと、県が実施しています保育士の確保のための補助事業がいくつかございますが、こういったことにつきましては、現在、町内の公立保育所、私立保育所も含めまして、幼稚園、認定こども園の代表者に集まっております施設長会議を行っておりますので、そういった会議を通して、事業のご案内や活用の促しを行なっているところでございます。

あと2点目の今後の園との連携というところ、あと認可外保育所についてのサポートというところでございますが、10月から始まります教育・保育の無償化の実施につきましては、施設のご協力がないとスムーズにはいかないと認識しておまして、今回の制度の説明につきましては、認可施設、それから認可外施設問わず、各施設を回って制度の内容ですとか、事細かな事務手続きにつきまして説明をする予定としておまして、無償化の事業がスムーズに実施できるように、各施設と連携を図っていこうと考えているところでございます。

先ほども申し上げましたように、認可施設につきましては、定期的に施設長会議というのを開催しているんですが、これまで認可外施設というのは、町とあまり関りがなかったというところがあるんですが、無償化の対象施設になるということで、今後は必要に応じて、代表者の方に集まっていただく機会を設けたりしながら、町からの情報提供、あるいは施設からの情報をいただきながら、これからも連携、それから町からの支援というのを行なっていきたいと考えております。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

松野議員。

## 12 番（松野俊子）

本当に無償化というのは、多額の税金を投入することにはなるんですけども。たとえば、今まで共働きで、家を購入して、そして、保育園に子どもを預けてという場合、どうしてもそういった子育て世代の中間層という方の保育料の負担感というのが、すごく大きかったと思うんです。今回の無償化で、そういった子育て世代の中間層の方たちが、その浮いた分を、たとえば高度教育の資金に回したりとか、また、子育て環境、塾とか習い事、またそのほかの子育て環境に回すことができ、結果的には、次の町や日本を支える人材を育成するというところで、結果的には非常に大きな還元になると思います。

それにしても、財源を今後ともしっかりと確保していかなければならないと思いますが、そういった本町における幼児教育の分野においても、誇れるような教育環境をつくっていただきたいということを要望いたしまして、私からの再質問を終了いたします。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員。

**13 番（久保田賢治）**

13 番、久保田です。私から水巻町の防災・減災対策についてと、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてを再質問させていただきます。まず、水巻町の防災・減災対策について、2 点ほど再質問させていただきます。先ほどの答弁でインターネットでパソコンやスマートフォンから、自宅や地域の危険度をご確認いただけるよう、ウェブ版防災マップの整備を行っていますという答弁いただきましたけれども。この整備は、いつ頃完了予定であるかをお尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。このウェブ版の防災マップにつきましては、今年の4月に防災マップを全戸配布させていただきましたが、そのときには、同時にパソコンやスマートフォンから、見ることができるようになっております。4月中旬には整備済みということになっております。

このウェブ版の防災マップにつきましては、遠賀川が氾濫するような大規模な災害のときの浸水想定区域とか、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域の3種類の災害をそれぞれ、見たい災害に任意に切り替えて表示することが可能になります。パソコン・スマートフォン版でございますので、見たいところを拡大して、その場所だったり自分が危険と知りたいところを、拡大して見ることができるようにしております。

あと、地図だけではなく、住宅地図を航空写真に切り替えることも可能になってまいりました。こちらでありましたら、地図では見にくいという場合だったら、航空写真に切り替えて、自分の知りたい場所、どういった災害のときにどうなるんだろうかということが、見れるようになっております。

あと、印刷ですね、パソコンからでしたら、印刷が可能でございますので、印刷も拡大して必要な地図やいろんな防災に役立つ情報、備蓄品や災害時避難する際の持って行く物のチェックリストだとか、避難情報とか気象情報ですね。そういった防災に関する情報も合わせて印刷することができますので、そちらもご利用いただけたらと思っております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員。

### 13 番（久保田賢治）

どうもありがとうございました。もう 1 点ですね。平成 30 年度に作成された福岡県防災ハンドブック、これに要配慮者対策に関する項目が設けられているということなんですけれども。この要配慮者の分だけでも、水巻町に常時準備し、ご要望があればお渡しできるようなかたちで、たとえば福祉部局または防災担当部局等に常時準備して、お渡しできるようなかたちができるかどうかをお尋ねいたします。

### 議 長（白石雄二）

蔵元課長。

### 総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。こちらの福岡県の防災ハンドブックが、A 5 版で 150 ページほどございます。様々な項目に渡って災害に関する必要な情報等をまとめた、福岡県が平成 30 年度作成したものでございますが、議員のご要望、ご質問にございました、こちらの要配慮者の部分ですね、こちらを公明党さんのご質問を受けて、早速大きさを倍にして数十部印刷して、いつでも窓口で配布できるようにいたしております。こちらにつきましても、当然福祉課にも置かせていただきたいと思っておりますし、今、出前講座等、区の防災訓練など、職員が出かけてまいりますときには、このことを周知してご必要な方、ご家族、地域の人おられれば、連絡いただければ、こちらを配付させていただきたいと思っております。以上です。

### 議 長（白石雄二）

久保田議員。

### 13 番（久保田賢治）

どうもありがとうございます。続きまして、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについての再質問をさせていただきます。まず 1 点目、JET プログラムによる ALT は教員免許がなくても任務に就くことができると、ご答弁がございましたけれども。どのような方が応募されているのでしょうか。また、何か資格が必要かをお尋ねいたします。

### 議 長（白石雄二）

吉田課長。

### 学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。平成 31 年度の JET プログラムの応募要件によりますと、具体的要件としましては、大学の学士以上の学位取得者、または取得見込みの者、募集選考国の国籍を有する者、過去 10 年間で合計して 6 年以上日本に居住していないこと、などとなっております。ほかには、日本について関心があり参加者となったあとも進んで日本に対する理解を深



める意欲があること。心身共に健康であることなど、抽象的な要件となっていますので、資格としましては、大卒以上であることのみということになっております。教職資格等お持ちの方の場合は、選考の際に一定の評価はあるようですが、絶対的な要件とはなっていないということでございます。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員。

**13 番（久保田賢治）**

ありがとうございます。続きまして、JETプログラムによるALTを採用する際、どのような方が事前に面接を行なって、選考しているのかをお尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。JETプログラム参加についての選考を行うのは、参加を希望する者の国籍がある国の、大使館等の日本公館ということになっております。そこで選考された方が、自治体国際化協会が任用を希望する自治体に配置するということになっておりますので、実際にどういった方が配置されるのかということは、実際その方が来られないとわからない状況だと聞いております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員。

**13 番（久保田賢治）**

最後です。現在小学校で、英語の免許を持っている教員は何人おられるでしょうか。また、今の人数で英語の教科化に対応できると考えているのかをお尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。今年度の小学校教員、校長、教頭を含め、養護教諭、栄養教諭等は除いた教員が、全部77名いらっしゃるのですが、その中で、今小学校の英語の免許というのはございませんので、中学校または高校の英語科の教員免許をお持ちの方を調べましたところ、5名というふうになっております。現時点で英語の教科化に対応できる人数としては、全体に不足していると考えております。県も同様に教員数が不足していると考えておりまして、県

の教育委員会におきましても、昨年度から重点的に英語教科に関する研修を実施しておりまして、小学校教員の方にたくさん参加していただいているんですが。それと別に町におきましても、答弁にありますとおり、中学校英語教員との連携による授業研究であったり、英語教育コーディネーターによる英会話研修であったり、独自の研修を実施いたしまして、教員の授業力向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

最後におっしゃいました教員の授業力の向上、これは非常に大事なことだと思いますので、これからも持続的に行なっていただきたいと思います。これをもちまして公明党からの一般質問および再質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（白石雄二）

以上で1番、公明党の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

議 長（白石雄二）

全員お揃いですので再開いたします。2番、水清会、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

2番、廣瀬です。水清会を代表いたしまして、一般質問をしたいと思います。

はじめに、昨年7月の遠賀川の一時的決壊危機について。

昨年の7月に西日本豪雨が発生しました。水巻町も 異常気象に対応する取り組みを進めて来ていますが、再度お尋ねします。

昨年の7月の西日本豪雨で、遠賀川の大規模氾濫減災へ流域首長らが連携確認を行なったと西日本新聞の令和元年5月28日の朝刊にありました。国土交通省や遠賀川流域の21市町村などが大規模水害に備えて連携を確認する「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」が27日、直方市であり、首長や県の担当者ら約30人が参加した。とあります。

協議会は5回目で、昨年7月の西日本豪雨では、遠賀川5観測所で堤防が耐えられる「計画高水位」を超え、中上流部の835戸で排水がおいつかず、浸水被害が出た。とあります。席上、国土交通省遠賀川河川事務所は、堤防整備や河川掘削などの工事状況を説明、小学校教諭を対象とする研修や、住民一人一人が防災行動を時系列で整理した「マイ・タイムライン」の取り組みを拡大させる考えを示しました。

また、飯塚市は、市が養成する地域防災リーダー141人（うち女性34人）が、地域や小中学

校単位でハザードマップや避難計画を作成していることを報告し、「防災リーダーは地域によって偏在があるので是正したい」とし、直方市は、災害発生時、流域市町村で被災していない自治体が資機材を提供したり、職員を派遣したりする「相互応援協定」を提案し、大塚市長は「災害時は人手不足や物資運搬で苦慮した。協定締結の自治体で備蓄など情報共有を図りたい」と話したとあります。

そこで、お尋ねします。

- (1) 未来にそなえる「みずまき防災マップ」を全世帯に配布されていますが、高齢の方には説明会や勉強会があれば理解しやすいと考えますが、説明会等を開催するお考えはありますか。
- (2) 遠賀川の堤防が決壊した場合、避難行動は町内各区を中心にするのが、最適の取組みと考えますが、具体的な避難行動計画や町内各区での訓練や学習などの計画はありますか。
- (3) 水巻町は、町内の災害時の指定避難所に運営マニュアルを作成しています。運営マニュアルは避難所開設までの手続きや職員らの役割分担、避難スペースの割り振りやゴミ出しのルールなどを定めたもので、国が市町村に作成を求めているものです。

平成 28 年 4 月の熊本地震では、大勢の被害者が詰めかけた指定避難所の一部で、支援物資の配布が滞ったり、ノロウイルスによる食中毒が発生したりするなど、運営が混乱したと聞いています。また、女性や子育て中の保護者専用のスペースの不足など生活環境の悪さも指摘されました。県は市町村で避難所運営の訓練を実施して、住居スペースの確保や支援物資受け入れなどを行い、事例を市町村に紹介するとあります。そこで、水巻町での職員を中心とした訓練の取り組み状況についてお尋ねします。

- (4) 「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」が 5 回開催されていますが、昨年の反省点などをふまえて、どのような対応をお考えかお尋ねします。

次に、水巻町の保存樹の指定について。

一度、一般質問をさせて戴きましたが、再度質問致します。私たちの水巻町には、歴史のある古木や名木があり、それぞれの季節で私たちに親しまれている樹木があります。それを大切に保存して、次の世代に渡すことが私たちの使命です。福岡市では都市景観、環境維持の観点から樹齢の古い木を指定して維持費を補助する制度があります。目の高さ（1.5メートル）での幹回り 1.5メートル以上、あるいは樹木の高さ 15メートル以上など、要件を満たした樹木を福岡市が保存樹と指定しています。

保存樹はしっかりと大地に根を下ろし、風雪に耐え、はるかなる年月の時を生きてきました。地域の象徴として、地域の文化として、常に地域の人々の暮らしのなかにあります。そして、古木・名木となり得たのは、環境に適応して幸運にも生き続けたということのほか、その樹を慈しみ守り抜いてきた、地域の人々の世代を超えた優しい心があったからです。地域の保存樹を町が、指定して保存する条例を設けて、次の世代に渡して残そうではありませんか。この条例を設けるお考えはありますか、お尋ねします。

最後に、HSC（人一倍敏感な子）について。

西日本新聞の令和元年 6 月 2 日朝刊に「環境に敏感な子知って」との見出しで新たな環境への適応に時間がかかったり、叱られると大きなショックを受けたりする子どもの存在が近年の

研究で明らかになった。発達障害とは異なり「HSC（人一倍敏感な子）」と呼ばれる性格の一つで、5人に1人は該当するとの海外の調査結果もある。学校の環境次第では不登校につながる可能性もあり、識者は「子どもが安心できる居場所づくりが必要だ」と訴える。との記事がありました。

HSC（人一倍敏感な子）は「うるさい場所を嫌がる」「否定的な言葉でダメージを受ける」「大きな変化に対応できない」などが特徴とあり、必ずしも不登校と結びつくわけではないが、嫌がることを無理にさせればパニックになることもある。それはどんな子も同じで安心できる学校環境が求められているとあります。

そこで、お尋ねいたします。

- (1) HSC（人一倍敏感な子）は「うるさい場所を嫌がる」「否定的な言葉でダメージを受ける」「大きな変化に対応できない」などのお子さんは5人に1人該当すると調査結果がありますが、HSCと思われる子どもたちへの小中学校での対応についてお尋ねいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

#### 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

#### 町 長（美浦喜明）

はじめに、昨年7月の遠賀川の一時決壊危機について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、未来にそなえる「みずまき防災マップ」の高齢の方向けの説明会や勉強会の開催について、のお尋ねですが、はじめに今回配布いたしました「みずまき防災マップ」について少しご説明させていただきます。

昨年7月に西日本に甚大な被害をもたらした豪雨被害にあわれた多くの方々がハザードマップで危険性が予測されていた地域であったにも関わらず、その内容を十分に理解できていなかったという状況でした。

そこで、今回のハザードマップ作成にあたり、まずは配布時に住民の皆様が目にとまること、そして親しみやすく手に取って内容をご確認いただけることを重視し、表紙や挿絵に本町マスコットキャラクター「みずまる」を使用するとともに、文字を可能な限り大きくしました。

また、内容につきましても地域の危険性のみを記した地図タイプのものではなく、災害に備えて日頃から準備しておく役立つ内容や覚えておいてほしい情報、また、いざというときに身を守るためにとっていただきたい行動などを防災に関する内容と併せて掲載しました。

マップの形状も従来多くの自治体が作成していた地図面が中心の大判タイプのものではなく、冊子タイプのものとし、防災について知り、学び、活かせるような内容となるよう心がけ作成いたしました。

昨年発生した西日本豪雨や北海道胆振東部地震など、近年、日本各地で多発する大規模災害を受け、住民の皆様が災害に対する意識の高まりを強く感じており、自治会や町内の団体からの防災出前講座や説明会の依頼もここ数年増加傾向にあります。

そこで、お尋ねの高齢の方への説明会や勉強会についてですが、今月と来月に頃末南区で開

催される高齢者向けふれあい昼食会の前に防災出前講座を実施してほしいとの依頼を受けましたので、その中で防災マップの内容についても説明を行う予定です。

しかしながら、町内で想定される災害は、地区ごとに災害の種類や危険度に違いがありますので、講座は自治会や学校単位で行うことが有効であると考えております。また、開催日時も、平日の夕方以降や休日などに各自治会の定期的な集まりに合わせて開催することで可能な限り多くの方がご参加いただけるように調整している状況です。

これまでも老人クラブ連合会女性部や民生委員などの要請により出前講座を開催しておりますが、高齢の方のみを対象とした説明会や勉強会を現時点では開催する予定はありません。そのため、出前講座の依頼があった場合は自治会や各団体からのニーズに柔軟に対応していくことで、町民の皆様の防災意識の向上と地域防災力の醸成につながるよう取り組んで参ります。

次に2点目の、遠賀川の堤防が決壊した場合、避難行動は町内各区を中心にするのが、最適の取組みと考えますが、具体的な避難行動計画や町内各区での訓練や学習などの計画はありますか、とのお尋ねですが、ご指摘のとおり、遠賀川の堤防決壊などの大規模な災害が発生した場合、役場や消防、警察などの公助の力が働きづらくなり限界もあるため、町内各区を中心とした地域の助け合いである共助の力が大変重要となってきます。

お尋ねの具体的な避難行動計画や町内各区での訓練や学習などの計画についてですが、具体的な避難行動計画について、自治会単位で作成済みとの情報はありますが、例年、主体的に避難訓練を実施している自治会もありますので、そのような訓練の際には町として積極的に支援を行なって参りたいと考えております。

次に3点目の、水巻町での職員を中心とした訓練の取り組み状況について、のお尋ねですが、議員のご質問にもありますように、本町では平成25年度に避難所運営マニュアルを作成しております。このマニュアルでは、阪神・淡路大震災や東日本大震災といった過去の災害を教訓に、行政主体のいわゆる公助による避難所運営は必ずしも効果的では無いという考えから、住民自らが避難所運営の中心を担っていくという点を基本方針としています。

昨年の平成30年7月豪雨で被災した愛媛県宇和島市に災害派遣され、被災地の業務を支援した本町職員からも、避難した住民のモラルハザードや各避難所における避難所運営の格差を防ぐためにも、住民自らが避難所運営を行っていくことが有効であるとの報告を受けています。

また、平成28年4月の熊本地震では、議員のご質問にもあるように、避難所運営において混乱が発生するなど、様々な課題があったと認識しています。

一方、避難所として開設された熊本大学の体育館では、地震発生直後から、学生が主体的に行動したという話も聞いております。SNSのアプリであるLINEを活用するなど、避難所運営の中心を担い、活躍したと言われております。

このように、避難所運営においては、住民による自助と共助の力を中心としながら、行政機関による公助の力と連携し、支援していくことが重要になります。

そこで、お尋ねにある本町職員を中心とした訓練の取り組み状況についてですが、被災後の長期間開設する避難所運営訓練は行なっておりませんが、毎年、梅雨時期の大雨や台風などにより、避難所の開設や町内巡回、レッドゾーン区域内の個別訪問などは、ほぼ全ての職員で構成された水防班で実践しているところです。しかしながら、訓練の重要性については十分認識

しておりますので、今後、他市町村の事例などを参考に、災害時に実効性がある訓練を実施できるよう、検討を進めて参ります。

最後に4点目の、「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」が5回開催されていますが、昨年の反省点などをふまえ、どのような対応をお考えか、とのお尋ねですが、まず、遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会の現在までの経緯と組織された目的についてご説明します。

本協議会は、遠賀川流域において大規模な洪水氾濫が発生した場合に、関係機関が連携し、必要な対策を一体的、計画的に推進することで被害の軽減を図ることを目的に、遠賀川流域21自治体や河川管理者などで構成され、平成28年5月に第1回協議会が開催されました。当時は、現在の遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会という名称ではなく、遠賀川水防災意識社会構築推進協議会という名称でした。

その後、平成29年5月に水防法が改正され、水防法第15条によって法定化されました。平成29年5月に開催された第3回の協議会以降、現在の遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会という名称になりました。

この水防法改正の背景は、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨の際に、茨城県を流れる鬼怒川の堤防が決壊し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。この被害を教訓として、「逃げ遅れゼロ」を目指すために、関係機関の間で多様な連携体制を構築することとなりました。

協議会の規約では、会長は国土交通省遠賀川河川事務所長となっており、事務局も遠賀川河川事務所及び福岡県県土整備部河川管理課となっており、委員の構成は、気象庁福岡管区気象台長、福岡県総務部防災危機管理局防災企画課長及び消防防災指導課長、福岡県県土整備部河川管理課長及び河川整備課長、流域の県土整備事務所長、そして流域の21市町村長となっており、本町は流域の21市町村に含まれており、私が委員として協議会に参加しております。

本年5月27日に開催された第5回となる協議会では、現在までの協議会の開催状況の振り返り、平成30年7月出水時の対応、ハード整備を含めたこれまでの取り組み状況と今後の取り組みについてなどが主な議事となりました。

議員のご質問にもある、平成30年7月出水時の対応については、遠賀川河川事務所から10の観測所において、観測史上最高の水位となった旨の情報提供がありました。また、直方市や小竹町における浸水被害についても、実際の写真を交えて報告がありました。

出水期の対応については、遠賀川河川事務所や県土整備事務所といった関係機関と各市町村が情報共有を行い、連携していくことが重要となります。今後も協議会への参加を通じて、関係機関と各市町村の連携を深めていきたいと考えております。

次に、水巻町の保存樹の指定について、のご質問にお答えします。

地域の保存樹を町が、指定して保存する条例を設ける考えはありませんか、とのお尋ねですが、平成26年6月議会においても同じご質問にお答えしていますが、本町としましては、保存樹という観点ではなく、現在の制度の範囲において、「水巻町緑づくり推進協議会」や関係機関との連携により、新たな緑地帯の整備に向けた取り組みや、既存の緑地帯の適正管理を行い、緑化推進と緑地保全に努めることが、現状の優先すべき課題であると考えております。

本町におきましては、高尾区やみずほ区の桜並木など緑地帯を多数保有しており、美観風致を維持するため必要であれば樹木医の診断を受け、剪定や伐採を計画的に行なっているところ  
です。

ご指摘のように、本町の古木や名木が地域の象徴や文化として常に人々の暮らしの中にあり、その歴史ある樹木を守っていく必要性は十分理解しておりますし、議員が以前のご質問の答弁  
に対して、古木、名木の対象として挙げていただいた樹木もすべて立派な樹木ではありますが、  
それらの樹木だけでなく町内の樹木や自然を次の世代に残していくために努めていきたいと考  
えております。

保存樹となるものは、大前提として所有者の方が責任をもって維持管理をしていただく必要  
がございますが、今のところ樹木の所有者の方から維持管理の相談などは伺っておりません。

また、一方で、福岡市の保存樹の概況と管理の実態調査において、保存樹は住環境の要素と  
して必要なものと認識されてはいるものの、樹木や樹林地に隣接する住民からは、落ち葉や日  
照の阻害、倒木の危険についての苦情等もあっているようです。

今後も、全国的な状況や先進地の事例等について、研究、検討を行なって参りたいと考えて  
おりますが、現時点では、保存樹指定に関する条例を制定することは考えておりません。

H S C（人一倍敏感な子）については、教育長に答弁をしていただきます。以上です。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

H S C（人一倍敏感な子）について、のご質問にお答えします。

H S C とは、H i g h l y S e n s i t i v e C h i l d の略称で、日本語では「人  
一倍敏感な子」と訳され、障害ではなく、ある特定の気質を持って生まれた子どものことを言  
います。

「人一倍敏感な子」とは、どのような子どものことかと申しますと、一般的には感受性が豊  
かで、人の気持ちによく気がつく一方、周囲の刺激に敏感で、傷つきやすい子どものことを言  
います。

海外ではH S Cの研究が進んでおり、日本でも近年、子育てに悩む方を中心に知られるよう  
になりました。知覚過敏など発達障害と特徴が共通する部分もありますが、H S Cは人の気持  
ちを鋭く察知したり、その場の空気を読み取ったりするなど、人の気持ちに気づきにくい発達  
障害とは異なるものと認識されております。

H S Cが持つ性質として、「深く考える」、「過剰に刺激を受けやすい」「共感力が高く、感情  
の反応が強い」「些細な刺激を察知する」という4つがあると考えられており、このうち1つで  
も当てはまらなければH S Cではない、とも言われているそうです。

そのような性質を持つH S Cの子どもにとって、学校生活は負担が大きく、学校環境は過酷  
であると言われております。

一例としましては、友達が喧嘩している様子にショックを受けたり、自分ではなく他の子が

叱られている場合でも先生の叱り声が怖くなってしまったり、叱られた子の問題を自分のことのように感じてしまうなど、共感力の高さから、気にしなくてもいいことまで気になってしまうため、「人一倍敏感な子」は学校でとても疲れやすく、目に見えない心の疲れが不登校のきっかけになってしまう場合もあるそうです。

不登校の子どもの中には、特にいじめがあったわけでも、先生との相性が悪いわけでもないのに、学校に行こうとすると「お腹が痛い」とか、「頭が痛い」などと言って学校に行きたがらない子がいます。そういう子は、ほとんどの場合がHSCの気質を持っているという意見を述べる専門家の方もいらっしゃいます。

そこで、HSCと思われる子どもたちへの小中学校での対応についてお尋ねします、とのことですが、本町におきましては、平成30年度中に30日以上学校を欠席した、いわゆる不登校に該当する児童生徒の人数が、小中学校合わせて50人となっておりますが、その内、不登校になった原因が不明である児童生徒が10人以上いるため、HSCに該当する可能性もあるのではないかと考えております。

HSCの子どもに限らず、不登校の児童生徒に対しては、担任の教師が定期的に家庭訪問を行い、本人と面会するように努めていますが、児童生徒から面会を拒否される場合もありますので、その際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談窓口になっていただいております。

また、学校におけるHSCと思われる子どもへの対応といたしましては、心が疲れないうような適度な休憩を取らせることと、自己肯定感を育むことが重要であると考えております。自己肯定感を育むため、子どものいいところも悪いところも全部受け入れて、子どもをゆっくり休ませて、いいところを見つけてほめてあげることが大切であると考えております。

HSCの子どもの特徴としては、人一倍敏感なために、人の気持ちに寄り添い、深く思いやる力や、人の気持ちを読み取る力など、「共感する能力」に秀でており、細かな配慮ができ、物事を深く考える傾向にあります。また、思慮深く、物事の本質を見抜いたり、モラルや秩序を重視し、正義感が強く、直感力に優れ、場の空気や雰囲気などを素早く感じ取ることができるなど、たくさんの長所があります。

本町の小中学校におきましては、子どもが安心できる環境を提供することを第一に考え、「自分は大切な人間だ」「自分は生きている価値がある」「自分は必要な人間だ」と思えるよう自己肯定感を高めるために、学校全体がHSCに対する理解を深め、前向きな言葉をかけながら、その子が肯定的に受け入れられていくとともに、その子の長所を伸ばすことができるよう、安心安全な学校の環境作りに力を入れていきたいと考えております。

### 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。津田議員。

### 3番（津田敏文）

3番、津田でございます。再質問をさせていただきます。昨年の7月の遠賀川の一時決壊危機について。先日、立屋敷区に6月9日、日曜日に、総務課の職員が出前防災講座をしていただ



きました。多くの区民の方が、未来に備える水巻防災マップの説明を受けて、質問などをして理解が深まり貴重な時間でした。次に、生命につながる避難訓練はどのようにお考えですか。お尋ねします。

**議 長（白石雄二）**

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。まず今、総務課が中心に行なっておりますのは、今議員おっしゃった防災の知識等を知っていただくと。自助、共助ということを中心に、まず自分の命は自分で守る、また、ご家族そして地域ということでやっていただくということを中心にやっております。訓練につきましては、今、31 自治区のうち 13 の自主防災組織ができております。その自主防災組織で行なっております、自主防災組織でなくても区でやっておられるところ等ございます。全体の防災訓練というよりも、やはり地域地域、それぞれ地域性ございますので、同じような訓練してもあまり意味をなさないと思っておりますので、そういった訓練があるときには、本町職員が一緒に入って現在やっておりますので、こういった訓練をしたほうがいいのかとか、こういった場合とか、必要なものとか、そういった問い合わせ、ご相談あっておりますので、そういったものに、行政としては支援していっているところでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

去年の7月はやはり、遠賀川の状況で、自分の地域の災害情報がどんどん入ってきて、本当に水巻って大丈夫なのかなという面があったと思うんですよ。そういったものにやはり避難訓練だとか出前防災講座というのは、非常に貴重なことだと思いますので、より多くのところでやっていただくようお願いしたいと思います。

続いて、今現在、町内各区や老人クラブ女性部、民生委員以外の団体の防災出前講座や説明会を行なったところはどこですか。お尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

昨年からの資料しか、今、持ち合わせておりませんが、自治会、民生委員以外で行なっておりますのは、町長先ほど答弁いたしました、今年度入って、ボランティア連絡協議会、あと小・中学校ですね。そちらのほうに平成30年度は行っております。今年度もそういった話が、今、相談等々受けておりますので、決まり次第、出前講座とか勉強会というのは、行なってい

きたいと思います。過去にもいろいろな老人施設ですね、そういったところからも要望があって、数年前は職員が行って、出前講座をやったということは記憶しております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

もう1つ、災害があった所に職員を派遣するということは、いつか当町に災害が発生したときの、非常時の対応を学んでおくべきだと思っています。これからもぜひ、災害が発生した自治体に派遣して、応援とともに学習もお願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

1つはですね、福岡県内であれば町長会というのがあります。その町長会から要請がありまして、たとえば東峰村とか、そういうところは町として派遣をしたりしております。また、適時ですけど、いずれにしても、やはり今、町長会でも広域連携ということで、お互いに助け合おうと。先ほどのご質問の遠賀川の21市町村が、添田町であったときでも、遠賀郡でも助けあおうじゃないかと。そういう広域連携を今後は進めていきたいということで。やはり、各町の単独ではなかなか難しいと。もし被害があった場合ですね。だから派遣なりいろんなかたちで、いろんな組織を通じて今後もやっていくという方針で、今、物事を進めております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

あと一時決壊についてお尋ねしたいのは、もう1件は、曲川の猪熊のところの排水場は、いつ頃から動き出すんですか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

今のご質問は、猪熊の鯨瀬排水機場だと思っております。これはここでも述べましたように、今、着手をしていただきまして、今、ポンプを発注しております。ポンプを発注して令和元年度から令和2年度にポンプができれば、10トンの増設のポンプができれば、すぐに取り付けるということですが。基本的には令和2年度に竣工、私としては令和2年度の取水期前に、ポン

プの10トン増設お願いしているんですけど、いずれにしても、今、報告では令和2年度には発注したポンプも完成し、取り付けると。そうすると、毎秒35トンの排水ができるということで、もうしばらく待っていただきたいということを、報告受けております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

ありがとうございます。

次に水巻町の保存樹の指定について。私は保存樹の指定を研究、検討をお願いしたいと考えている古木、名木の対象は、立屋敷の遠賀川堤防の夫婦のイチョウの木、2、貴船神社の大クスの木、3、貴船神社のバクチの木、4、えぶり二●●宅のムクの木、5、頃末北の徳正寺の梅の木、6、二西の四方竹、7、みずほの桜並木、8、高尾の桜並木など候補がありますが、地域の人々の気持ちや考えのうえで、大切に進めることが重要と考えますが、これらを水巻町の保存樹に指定する研究、検討をお願いしたいと考えています。私が希望しているのは、何々区の何々の木を水巻町の保存樹に指定するだけのお願いですが、どのようにお考えでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

それは先ほど答弁したように、その考えは今のところ予定はありません。以上です。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

非常に残念です。地域で有名な名木や巨木がありますので、それだけで、水巻町の保存樹ですよというだけで、周りの人たちは、水巻町が保存樹として認定されたんだという気持ちになって、もっと大切にする気持ちがあるかと思うんですが。町長も、もう少し考えていただければと思います。

次にHSC（人一倍敏感な子）について。HSC（人一倍敏感な子）も非常にむずかしい、1人1人が違うように対応も1人1人考えなければいけません。HSCから、不登校やひきこもりにつながる様子が発生するのかなと感じますが、どのようですか。お尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

### 学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。HSCの子どもにつきましては、ある特定の気質を持って生まれた子ということで、1人1人、やはり個性は違いますので。そのHSCの子に限らず、子どもへの対応というのは、1人1人違う対応というのは必要だというふうには考えております。

また、不登校、ひきこもりにつながるというお話ですが、このHSCという、こういった研究が始まったのがつい最近の研究ということになっております。一概にそのまま不登校、ひきこもりにつながるかどうかというのは、さらにまだ研究が進んでいくものと思いますが、今の時点でそう思われる、という可能性は、十分に考えられると思っております。以上でございます。

### 議 長（白石雄二）

津田議員。

### 3 番（津田敏文）

最後にお尋ねしますが、別室登校について。登校はするが何らかの理由で在籍クラスの教室に入れたい、また、入りたくない児童・生徒が教室の代わりに保健室などで過ごすこと。校長室や職員室、図書室などのケースもある。不登校対応の1つで文部科学省によると、基本的に出席とする学校が多く、統計上は不登校には入らない。教育委員会が専任教員などを配置して、学校内に設置運営する適応指導教室、教育支援センターに通う場合は、別室登校とは呼ばないとありますが、本校は別室登校の受け入れはどのような状態ですか。お尋ねいたします。

### 議 長（白石雄二）

課長。

### 学校教育課長（吉田 功）

ご質問にお答えいたします。適応指導教室と同様の取り組みにつきまして、教育委員会では、図書館の会議室を利用した希望教室というものを開設しております。どうしても学校に通えない不登校の児童・生徒の学習機会を補償するため、入室を希望する不登校の児童・生徒に対し、町が雇用しております講師による学習指導というのを行っております。希望教室では、主要科目、国語、算数、数学、理科、社会、中学生につきましては、英語等において学校で使用しているプリント等の教材を使って、学習指導を行っております。希望教室に通った日については、学校の出席扱いということにしております。

ただ、出席とはなるんですが、中学校の場合、定期試験を受けない限り、成績にはどうしても反映できないようにはなっておりますが。出席扱いにはするように、取り決めをしております。以上でございます。

[ 「以上で終わります。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

以上で2番、水清会の一般質問を終わります。これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 00 時 25 分 散会